

利益相反に関する開示文書

(2016年10月1日改訂)

日本小児保健協会の定める利益相反に関する開示すべき事項

- (項目 1) 産学連携活動にかかわる受け入れ額が、1 企業あたり年間 200 万円以上（所属機関からの間接経費が差し引かれる前の金額）の場合
- (項目 2) コンサルタント、指導、講演等としての個人収益が、1 企業あたり年間 100 万円以上（税金や源泉徴収額を引く前の金額）の場合
- (項目 3) 産学連携活動にかかわる個人収益（公開・未公開を問わず、当該企業の株式等の出資・取得・保有および売却・譲渡、ストックオプションの権利譲受、もしくは役員報酬、特許権使用料等）が 1 企業あたり年間 100 万円以上あった場合（ただし、投資信託、もしくは当該個人によって管理・制御できない多角的なファンドにおいて資金運用される場合を除く）
- (項目 4) 上記項目 1～3 のいずれかに該当する企業に一親等の親族が現在勤務している場合

- ・ 該当しない場合は「利益相反に関する開示事項はありません。」、該当する場合は、「日本小児保健協会の定める利益相反に関する開示事項に則り開示します。（企業名）から〇〇円。」と論文の末尾に記述してください。
- ・ 下段の著者サインの欄に自筆で記入し、項目 1～4 について「該当する・該当しない」を丸で囲み、該当する場合は企業名と金額を記入してください。
- ・ 共著者も含めて全員の開示文書を個人ごとに作成し提出してください。
- ・ 開示文書の閲覧は編集委員会委員長、編集担当理事、ならびに当協会会長に限ります。

日本小児保健協会編集委員会委員長殿

「小児保健研究」への投稿にあたり、投稿内容に関連する関連企業からの利益について日本小児保健協会が定める利益相反に関する開示事項に則り、投稿時から遡って過去 1 年以内の利益を報告いたします。

論文名 _____

著者名 _____

著者サイン	項目 1	項目 2	項目 3	項目 4
	該当する 該当しない	該当する 該当しない	該当する 該当しない	該当する 該当しない
	企業名：	企業名：	企業名：	企業名：
	金額：	金額：	金額：	金額：